

埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱  
(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条の規定に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町が共同で設置し、主宰する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を諮る事案の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等におけるあっせん・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- (7) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから協議会が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者・支援関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 雇用関係者
- (4) 権利擁護関係者
- (5) 埼葛北地区基幹相談支援センター職員
- (6) 市町職員
- (7) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則公開とする。ただし、公開とすることが会議の運営又は個人情報の保護に支障があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができます。

5 会議及び会議録の公開方法は、協議会が別に定める。

(関係者の出席要請等)

第7条 会長は、会議の所掌事項に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条の所掌事項の調査研究を行うため、部会を設置することができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、別表に掲げる市町の輪番により置くものとし、当該市町の障害福祉課が庶務を処理するものとする。

2 事務局を置く期間は、会計年度の1年間とする。

(経費)

第10条 協議会を運営するための経費は、毎年度、関係市町で協議の上決定し、関係市町が均等に負担する運営負担金を持って充てるものとする。

(地域自立支援協議会との関係)

第11条 協議会は、埼葛北地区地域自立支援協議会における障害者差別解消支援部会を兼ねるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわ

らず、令和4年3月31日までとする。

別表（第9条関係）

事務局を 置く順番
白 岡 市
杉 戸 町
宮 代 町
蓮 田 市
幸 手 市